

下請債権保全支援事業

USER'S VOICE

利用者の

声

制度をご利用の
お客様から
たくさんのお声を
いただきました。

債権の保証により
安全に受注が
できました!

制度を利用して
安心して仕事に
打ち込めました!

国からの助成で
保証料が軽減
されました!



国土交通省



一般財団法人
建設業振興基金

国土交通省 挨拶

奥原 崇

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

建設業は、重層下請構造などの産業特性から、元請建設企業の倒産が、下請建設企業や、さらにその先の二次以下の下請建設企業の経営に大きな影響を与えます。特に今般生じた新型コロナウイルス感染症の影響により今後の経済情勢の不透明さが増す中で、中小・中堅建設企業等の経営の安定性の確保や連鎖倒産の防止のための取組の重要性は更に増していくものと考えています。

下請債権保全支援事業は、下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図ることを目的として、平成21年度第2次補正予算において創設されたものです。本事業により工事代金債権の支払保証が円滑化し、より多くの建設企業の皆様方にご活用いただけることを期待しております。

ここには、下請債権保全支援事業をご利用いただいている皆さまの生の声が書かれています。是非参考にしていただき、経営の安定化につなげていただければと思います。



目次

| | |
|----------------|-------|
| 国土交通省 挨拶 | 2 |
| 下請債権保全支援事業のご案内 | 3 |
| 利用者インタビュー | 4 ~ 5 |
| アンケート調査結果 | 6 ~ 7 |
| ご利用に当たって | 8 |
| ファクタリング会社一覧 | 8 |

下請建設企業・建設資材販売業者のみなさまへ 下請債権保全支援事業のご案内



事業の概要

下請建設企業や建設資材販売企業が元請建設企業に対して有する工事請負代金や資材代金の債権（手形含む）の支払いをファクタリング会社が保証し、下請債権等を保全します。なお、元請建設企業と契約を締結した時から保証を受けることも可能です。万が一、元請建設企業の倒産等により当該債権が毀損した場合、ファクタリング会社が保証金を支払います。

事業の特徴

1. ご負担いただく保証料に対して国から助成が受けられます。
2. 元請企業に保証を掛けていることを知られることはあります。※但し保証履行に至った場合はこの限りではありません。
3. 一次下請企業の方だけでなく、二次以下の下請企業の方も直接請負関係にある発注企業の保証を申し込むことができます。
4. 公共工事だけではなく民間工事も対象となります。

仕組図





下請債権保全支援事業

INTERVIEW

利用者
インタビュー



FILE 01

A社
技術営業部 企画開発部 企画
部長 部長 開発部
A 氏 I 氏 O 氏

確実な代金回収により 社員のモチベーションを維持

下請債権保全支援事業制度を利用する一番の理由は、社員のモチベーションの維持です。現場の担当者からしてみると、自分が関わった工事代金が回収できないと工事者としての評価がゼロになってしまいます。営業担当者としても現場に迷惑を掛けたくない気持ちも強く、貸倒リスクは避けたいわけです。この制度は、信用不安のある取引先に対して保証を掛けることで確実な代金回収が期待できる、というメリットも勿論大きいですが、それ以上に取引先が万一倒産しても現場で汗を流した分は、きちんと実績として残る、ということが社員にとって救われる部分だと思います。また、弊社は実際に保証履行していただいた案件がありました。その際の手続きもスムーズでよかったです。手続きも簡易的にできるので、今後も利用したいですね。



FILE 02

F社
業務推進部部長 業務推進部
S 氏 A 氏

代金回収の保証があることで 積極的な営業活動と働き方改革を両立

弊社の事業は土木工事がメインであり、年間の受注件数のうち90%以上を下請で受けていますので、下請債権保全支援事業は大変ありがたい制度です。制度利用以前は、貸倒れになってしまったケースもあり、新規取引先や自社での与信懸念先の受注は控えることもありました。保証が付き確実に代金を回収できる、という安心感を後ろ盾につけることができましたので、積極的に営業していく方針に変わりました。現在は新規の工事受注の際に、この制度に頼る部分が大きく、その結果業績向上につながっている部分も多いのではないかと感じます。また制度導入により与信管理にかかる時間も削減でき、労働時間の短縮など、働き方改革にもつながっています。



FILE 03

T社
事業本部副部長
N 氏

掛けたいものだけ保証をかけることができ、 工事代金回収までの精神的負担を軽減

下請債権保全支援事業制度を利用して大きく変化したことの一つとして、信用不安がある取引先に対して受注を断る件数が激減したというところでしょうか。弊社は事業の性質上、取引先が固定ではなく、案件ごと様々に変わります。そうなると社内の与信基準を満たすことができない会社も出てくるので、受注を見合わせたこともあります。この制度はそういった会社に的を絞って、1件ずつ保証をかけることができる、弊社の実態に合った制度だと感じています。今まで断っていた案件が、保証を申し込むことができるようになったので、取引も円滑になりましたし、何より安心感もあるので、営業の精神的負担も軽くなりましたね。

工事請負代金や資材代金の債権の支払いをファクタリング会社が保証し下請債権などを保全する、国土交通省の「下請債権保全支援事業」。制度開始から約10年を経て、多くの下請建設企業や建設資材販売企業が利用され、経営・雇用の安定はもちろん連鎖倒産防止に役立っています。本制度を利用し、安心して事業に取り組まれている利用企業者の声をお届けします。



FILE 04

S社
営業本部営業部

A 氏

保証料の割引によるコストメリット 申込み手続きも効率化されており利用しやすい

利用したきっかけは業界不況の状況に危機感があったのと、債権回収に対する全社的な意識改革があったためです。弊社は、地元ゼネコンの下請に入ることが多い、債権回収におけるリスク回避は必須です。以前は組織的な対応はしておりませんでしたが、現在は本制度の利用を中心とした与信管理に移行しており、ファクタリング会社との手続きも効率化されているのもあって、社内の業務フローの一環に与信管理が組み込まれております。また、他の類似サービスだとどうしても保証料が高くなってしまいますが、本制度は国が運営しており、保証料の割引があるのが嬉しいですね。今後も社会情勢を鑑み、本制度の適用基準を見直しながら利用していきたいと思っています。



FILE 05

T社
経理課課長 経理課

H 氏

F 氏

注文請書を交わした段階から保証が可能な「枠保証」は安心感一本化による負担軽減と事務の合理化

弊社は2010年から本制度を利用していますが、ここ数年は、工事注文請書を交わした段階から保証を開始することができる「枠保証」を利用させていただいています。枠保証でかけておけば、工事代金全体にかかる保証として、手形まで担保できるため、安心感があります。もちろん「手形保証」や「請求書保証」など、個別に保証をかけた方が、保証期間が短くなるため保証料の面からコストは抑えられるかもしれません、案件ごとに保証の種類を変えると管理がしづらくなること、また万一保証を掛け忘れてしまうということも無いとは言い切れませんので、枠保証一本にして、リスクを回避しています。今後も与信リスクに備え、債権保全のために、本制度を活用していきたいですね。



FILE 06

D社
管理室

Y 氏

取引先に対する与信管理の負担が軽減され、 安価で貸倒れのリスクを回避

制度利用前の当社の与信管理方法は、調査会社の情報をもとに社内審査を行い、調査レポートがない企業については都度照会をかけていたため、与信管理の負担が大きかったです。そんな中、直近10年で貸倒れが2件あり、保全手段を模索していたところ、この下請債権保全支援事業制度を紹介され利用しました。この制度は、他のファクタリング商品と違い、個別案件ごとに保証を掛けられるため使い勝手が良いこと、さらに保証料についても国の補助があるということに魅力を感じています。時間と費用と手間を要した与信管理も、現在は本制度を利用することに加え、社内審査を一体的に運用することにより、大きく負担が軽減されています。



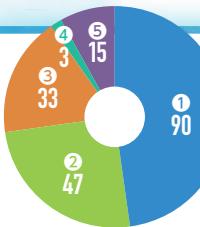
アンケート調査結果

INVESTIGATION RESULT



Q1.

本制度をどのような媒体で知りましたか。



| | |
|-------------------------|----|
| ① 知人、所属団体、銀行からの紹介 | 90 |
| ② 本財団、ファクタリング会社のインターネット | 47 |
| ③ 新聞記事、広告、パンフレット | 33 |
| ④ 営業電話 | 3 |
| ⑤ その他 | 15 |

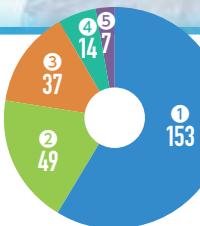
<その他>

- ファクタリング会社からの紹介・営業(6)
- クチコミ
- 上司からの紹介

- ファクタリング会社のセミナー
- 取引先
- 前任者より引継
- 親会社からの紹介

Q3.

本制度を利用しようと思ったきっかけは何ですか
(複数回答可)。

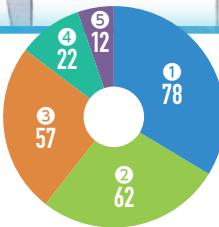


<その他>

- 保証料の安さ
- ファクタリング会社より教えてもらった
- 親会社からの指示

Q2.

本制度の利用前における債権保全策はどのようなものでしたか(複数回答可)。

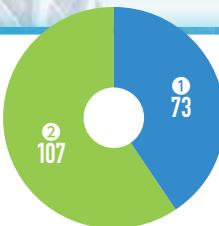


<その他>

- 現金支払の比率を増やす(2)
- 取引中止(2)
- 信用調査結果による取引回避(2)
- 取引前の与信状況チェック(2)
- 保証会社の活用
- セーフティネット

Q4.

本制度を利用するにあたり、社内基準(案件ごとの保証申込基準等)はありますか。



Q5.

元請企業が経営事項審査を受審していないなど、本制度の対象外となる債権の保全はどうのに行っていますか(複数回答可)。

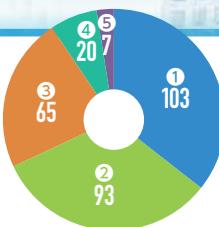


<その他>

- 取引しない(8)
- 支払条件の向上(現金払等)(4)
- 受注前に信用調査・与信調査をする(4)
- 保証会社独自の保証(3)
- 制度対象外の取引先なし(2)
- 元請企業と直接取引せず別企業を一つ挟んで契約し、安全を確保

Q6.

本制度を利用してみて良かったこと・改善されたことは何ですか(複数回答可)。



<その他>

- 精神的負担の軽減(2)

2010年3月に下請債権保全支援事業が創設されて、10年が経ちました。これまでたくさんの企業様にご利用いただいておりますが、今回以下のとおりアンケートを実施いたしました。

実施概要

実施日：令和2年8月31日(〆切：9月18日)

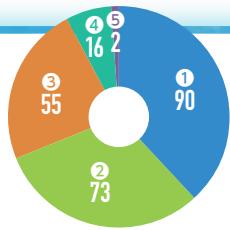
実施方法：国土交通省及び本財団の連名で、本財団より直接企業に対してアンケートを発送
(郵送またはFAX回答)

アンケート対象企業：平成30年4月～令和2年7月までの間利用実績がある下請建設企業等329社

回答数：183社(回答率56%)

Q7.

本制度の一番のメリットは何ですか。



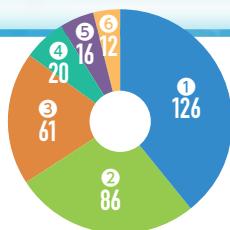
- ① 国の制度で安心して利用できる 90
- ② 掛けたい案件だけに保証を掛けられる 73
- ③ 保証料の割引がある 55
- ④ 与信管理の手間が省ける 16
- ⑤ その他 2

<その他>

- 前向きに新規取引先を積極的に開拓できること

Q9.

本制度への要望事項
(複数回答可)。



- ① 保証料の割引率を大きくしてほしい 126
- ② 元請企業の要件を緩和するなど、保証対象となる工事を拡大してほしい 86
- ③ 支払遅延に対する保証を付けてほしい 61
- ④ 保証期間を長くしてほしい 20
- ⑤ 扱う保証の種類を多くしてほしい 16
- ⑥ その他 12

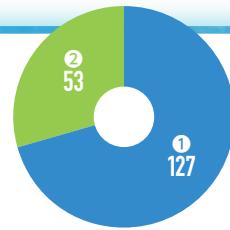
<その他>

- ファクタリング会社ごとに書類の書式や手順を統一してもらえると利用しやすい
- 元請振出の裏書手形についても保証対象にしてほしい
- 保証可否がファクタリング会社の状況によって変動するようなことがないようにしてほしい
- 保証枠を大きくしてほしい
- 事業が継続してほしい
- 工期が長いため早めに事業の延長可否を発表してもらいたい

- 申込から実行までにかかる時間を短くしてほしい
- 手形だけでなく電債の資金も行ってほしい
- 変更注文書の発行が遅れた場合に増額保証が一時的にできないケースをなくしてほしい
- 保証料の割引率を拡大してほしい
- 注文書が発行されなければ利用できない点を改善してほしい
- 材工での請負時、材料発注が先行するので、工期以前から保証を開始できるようにしてほしい

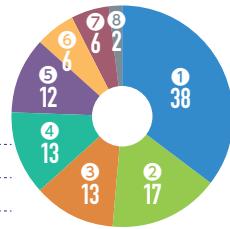
Q8.

仮に本制度が終了する場合、自社への影響はありますか。



- ① ある 127
- ② ない 53

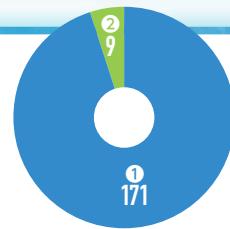
本制度が終了した場合の
自社への影響



- ① 受注を躊躇・円滑な取引ができない 38
- ② 保証料負担の増加 17
- ③ 新たな保全策の模索必要 13
- ④ 債権保全の不安・債権回収のリスク増加 13
- ⑤ 与信管理業務の負担・コスト増加 12
- ⑥ 債権保全策がなくなる 6
- ⑦ 与信枠の減少・資金繰りの悪化 6
- ⑧ 前払金の割合を増やすための交渉が増える 2

Q10.

今後も本制度を利用したいですか。



- ① 利用したい 171
- ② 利用しない 9

<利用しない理由>

- 取引先によりファクタリングをかけられない場合があるので、今後の利用はわからない
- 利用条件に適さない(従業員数)

Q11.

本制度を利用した率直な感想をお聞かせください。各項目について当てはまる評価5(高)～1(低)にそれぞれ○をつけてください。

5 (高) ← → (低)



ご利用に当たって

- ・保証のお引き受けは下記ファクタリング会社が実施いたします。
 - ・対象となる企業や債権（手形等）には一定の要件があります。詳しくは、建設業振興基金または各ファクタリング会社までお問合せください。
 - ・その他詳細な条件等については、各ファクタリング会社にお問合せください。
- ※一部のファクタリング会社については、手形の資金化にも対応しています。詳細は各ファクタリング会社にお問合せください。

ファクタリング会社一覧

※住所・電話番号は本事業の連絡先を表示

SMBC ファイナンスサービス株式会社

東京都江東区豊洲2丁目2番31号
S M B C 豊洲ビル17階
TEL : 050-3831-8666
URL : <https://www.smbc-fs.co.jp/>

昭和リース株式会社

東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
TEL : 03-4284-1111
URL : <https://www.s-l.co.jp/>

北保証サービス株式会社

北海道札幌市中央区北4条西3丁目1番地
北海道建設会館
TEL : 011-241-8654
URL : <http://khs-net.jp/>

みずほファクター株式会社

東京都千代田区丸の内1丁目6番2号
新丸の内センタービルディング
TEL : 03-3286-2260
URL : <http://www.mizuho-factor.co.jp/>

株式会社建設経営サービス

東京都中央区築地5丁目5番12号
浜離宮建設プラザ
TEL : 03-3545-8562
URL : <https://www.kks-21.com/>

三菱UFJ ファクター株式会社

東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地
ワテラスタワー
TEL : 03-3251-8092
URL : <https://www.muf.bk.mufg.jp/>

株式会社建設総合サービス

大阪府大阪市西区立売堀2丁目1番2号
建設交流館
TEL : 06-6543-2848
URL : <https://www.wingbeat.net/factoring/>

[五十音順：令和5年4月現在]

お問合せ先

一般財団法人 建設業振興基金 金融・経理支援センター 金融支援課

東京都港区虎ノ門4丁目2番12号
TEL : 03-5473-4575
URL : <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/management/finance/>

